

議案第40号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年8月31日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）通知カードの再交付の項を削る。

別表第2中「又は第172条」を削り、同表中「第114条」を「第113条」に、「第92条」を「第87条」に、「（昭和40年法律第102号）第27条」を「（昭和40年法律第102号）第30条」に改め、同表中社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成10年法律第77号）第76条の規定に該当する者の項を削り、同表に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）第25条の規定に該当する者

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）第25条の規定に該当する者
--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。